

# 告 示

## 埼玉県監査委員告示第八号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十九条第一項、第二項及び第四項の規定に基づき監査を執行したので、同条第九項の規定に基づく監査の結果に關する報告を次のとおり公表する。

平成二十九年六月三十日

埼玉県監査委員 寺 山 昌 文

埼玉県監査委員 佐 野 勝 正

埼玉県監査委員 岩 崎 宏

埼玉県監査委員 石 井 平 夫

# 1 監査結果に関する報告

## (1) 監査の対象事務

平成27年度・平成28年度における財務に関する事務の執行、経営に係る事業の管理及びその他の事務の執行

## (2) 監査の対象機関 97機関

所管部局	監 査 対 象 機 関
企画財政部	西部地域振興センター、北部地域振興センター
総務部	飯能県税事務所、熊谷県税事務所
危機管理防 災部	消防学校、防災航空センター
福祉部	西部福祉事務所、熊谷児童相談所
保健医療部	川口保健所、鴻巣保健所、東松山保健所、坂戸保健所、狭山保健所、熊谷保健所、動物指導センター、動物指導センター南支所
産業労働部	熊谷高等技術専門校、熊谷高等技術専門校秩父分校
農林部	病害虫防除所、農業大学校、水産研究所
都市整備部	川越建築安全センター
教育局	西部教育事務所、久喜図書館、嵐山史跡の博物館、加須げんきプラザ、入間向陽高等学校、浦和工業高等学校、浦和商业高等学校、浦和第一女子高等学校、大宮商業高等学校、大宮中央高等学校、大宮東高等学校、大宮南高等学校、大宮武蔵野高等学校、小川高等学校、川口北高等学校、川口工業高等学校、川口青陵高等学校、川口東高等学校、川越高等学校、川越女子高等学校、川越総合高等学校、久喜北陽高等学校、坂戸高等学校、坂戸西高等学校、狭山工業高等学校、狭山清陵高等学校、鶴ヶ島清風高等学校、常盤高等学校、所沢高等学校、所沢北高等学校、所沢中央高等学校、所沢西高等学校、豊岡高等学校、滑川総合高等学校、南稜高等学校、鳩ヶ谷高等学校、鳩山高等学校、飯能高等学校、飯能南高等学校、日高高等学校、ふじみ野高等学校、不動岡高等学校、松山高等学校、松山女子高等学校、与野高等学校、蕨高等学校、入間わかくさ高等特別支援学校、浦和特別支援学校、大宮北特別支援学校、大宮北特別支援学校さいたま西分校、川越特別支援学校、川越特別支援学校川越たかしな分校、川島ひばりが丘特別支援学校、けやき特別支援学校、特別支援学校坂戸ろう学園、狭山特別支援学校、所沢おおぞら特別支援学校、特別支援学校塙保己一学園、東松山特別支援学校、日高特別支援学校、毛呂山特別支援学校
警察本部	浦和警察署、浦和東警察署、浦和西警察署、大宮東警察署、大宮西警察署、川口警察署、武南警察署、鴻巣警察署、東入間警察署、所沢警察署、

(3) 監査実施日

平成29年1月11日～平成29年1月31日

(4) 監査の実施方針

事務の執行について、正確性、合規性はもとより、最少の経費で最大の効果をあげているかという経済性、効率性及び有効性の観点から検証

(5) 監査の結果

ア 指摘事項

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに事務の執行(以下「事務事業の執行等」という。)が、次の各号のいずれかに該当すると認められるもの

(ア)事務事業の執行等に重大な誤りがあったため、当該事業の是正や今後の改善が必要と認められるもの

(イ)事務事業の執行等において、その効果が極めて不十分なため抜本的な改善が必要と認められるもの

イ 注意事項

事務事業の執行等が次の各号のいずれかに該当すると認められるもの

(ア)事務事業の執行等に誤りがあったため、当該事務の是正や今後の改善が必要と認められるもの

(イ)事務事業の執行等において、その効果が不十分なため一層の改善、工夫が必要と認められるもの

監査において指摘事項又は注意事項として認められたものは、次のとおりであった。

ア 指摘事項

該当なし

イ 注意事項

該当なし